監理技術者資格者証
交付申請書
「作成の手引き」

【実務経験者用】
（実務経験「新規」・「追加」申請者用）

この「作成の手引き」は、
「実務経験者」が、
（指定建設業以外の 22 業種について要件を満たす実務経験がある方）
新規　または　追加
の申請をする場合にご使用ください。

【申請方法】

〇インターネット申請
https://www.cezaidan.or.jp/license/net.html
※令和３年１０月よりインターネット申請が可能となりました。

〇郵送申請：送付先は最寄りの支部（手引き裏表紙参照）
※支部での受付にお時間をいただきます。また、支部での受付後、本部で最終審査を行います。その結果により本部で審査がとおらないこともあります。予めご了承ください。

申請に関するお問合せは本部までお願いします。（本部：03-3514-4711）

【監理技術者資格者証と監理技術者講習の関係について】

専任の監理技術者は、当センターから資格者証の交付を受け、かつ、登録講習実施機関において監理技術者講習（以下「講習」という。）を受講していることが必要です。

資格者証と講習の有効期間は、それぞれに定まるものであり、双方が有効である期間の範囲内でのみ監理技術者として建設現場に専任することができます。**（資格者証の有効期間は表面に記載された日付まで、講習は修了年月日から５年後の１２月３１日まで）**

なお、**資格者証の交付申請は、講習の受講前においても可能です。**
資格者証を先に取得された方は、講習受講後に配られる講習修了履歴ラベル（シール）を、資格者証に貼付ください。
講習を先に受講された方は、修了番号等の交付申請書への記入をもって講習修了履歴を印字した資格者証が交付されます。

一般財団法人
建設業技術者センター（CE財団）
Construction industry Engineers center

実務経験による監理技術者資格者証の申請をする方へ

次の１～４全ての要件を満たすことが必要です。

1. 申請する業種は、次の２２業種のいずれかであるか？

大工工事	左官工事業	とび･土工･コンクリート工事業	石工事業
屋根工事業	タイル･れんが･ブロック工事業	鉄筋工事業	しゅんせつ工事業
板金工事業	ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業	電気通信工事業
さく井工事業	建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業		

※指定建設業７業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業）では、実務経験による監理技術者資格が認められていません。

2.「実務経験」について、以下要件を満たす経験であるか？

✓ **申請業種の経験であるか？**

※保守管理業務、草刈り・除雪等の委託業務、据付工事を含まない機器の設計・製作・システム開発は該当しません。
※元請・下請、請負代金の額、現場での職名等については問いません。
※発注者側（自社発注工事等）での経験も含まれます。

✓ **必要年数の経験があるか？**（12～18 ページ）

※指導監督的実務経験２年と重複することが可能です。

3.「指導監督的実務経験」について、以下要件を満たす経験が２年以上あるか？

✓ **元請工事での経験であるか？**

✓ **申請業種で請け負っている工事か？**

※申請業種以外で請け負った工事は、申請業種の経験が含まれていたとしても対象外です。
例えば「機械器具設置工事」で申請する場合、以下に該当するかご確認ください。
・許可行政庁に提出する「工事経歴書」に「機械器具設置工事」として記載した工事
・経営事項審査において、「機械器具設置工事」として売上に計上した工事
・発注者から「機械器具設置工事」の監理技術者を求められた工事

✓ **請負代金 4,500 万円以上の工事か？**

※昭和 59 年 9 月 30 日までは、請負代金の額が 1,500 万円以上の工事となります。
※昭和 59 年 10 月 1 日～平成 6 年 12 月 27 日までは、請負代金の額が 3,000 万円以上の工事となります。

✓ **工事の技術面を総合的に指導監督した経験か？**

※工事の一部に係る技術面の責任者としての経験、建設工事の施工に係る見習い中の経験は含まれません。
※工程管理、品質管理、安全管理、技術上の指導を行っていることが必要です。

4.「指導監督的実務経験」について、証拠書類の提出が可能であるか？（24 ページ）

✓ **工事内容が確認**できるか？

✓ **工事における申請者の職名（立場）が確認**できるか？

この手引きを使われる方へ

１ページを読んでいただき、実務経験による監理技術者資格者証の申請が可能な方は、次のどの申請に該当するかを確認し、案内ページへ進んでください。

※海外赴任等で住民登録が国内にない方は、資格者証の交付はできません。
※申請の際に、お持ちの資格者証に記載されている住所や所属建設業者等の変更がある場合には、最新の内容で申請してください。

「新規申請」

- はじめて資格者証を取得する場合
- 過去に取得した資格者証が有効期限切れとなり、再度取得する場合
  ※「有効期限が切れた資格者証」の表面のコピーを、「実務経験証明書」に代えることができます。

⇒以下の**【交付に要する期間】**と**【個人情報の取扱いについて】**を確認し **3** ページに進んでください。
（交付される資格者証の有効期間は交付日から 5 年間です。）

「追加申請」

- 資格者証に、資格・業種の追加をする場合
  ※資格者証の更新可能な期間中に、資格・業種の追加する場合も含みます。
  この場合、交付される資格者証の有効期限は、交付日から 5 年間になるため**更新申請は不要**です。

⇒以下の**【交付に要する期間】**と**【個人情報の取扱いについて】**を確認し **5** ページに進んでください。
（有効期限は、お持ちの業種が集約された**新たな資格者証の交付日から５年間**となります）

【交付に要する期間】

実務経験による申請は、資格者証の交付までに、土日祝日、年末年始及び、不備の解消に要する日数を除き、**30 日**が必要です。余裕をもった申請をお願いします。

【個人情報の取扱いについて】

監理技術者資格者証交付等において収集しました皆様の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令及び当財団の個人情報保護基本方針に則り、取り扱います。

詳細については、当センターの HP「個人情報の取り扱い」（https://www.cezaidan.or.jp/managing/policy/index.html）を、ご覧ください。

新規申請の提出書類一覧

【提出対象条件】

◎ **（１）**、**（４）**、**（５）**、**（６）**、**（８）**は、全ての方が対象です。
◎ **（２）**、**（３）**は、建設業者に所属している方が対象です。
◎ **（７）**は、各条件に該当する方が対象です。
◎監理技術者資格を有することを証する書面のコピー、及び住民票の提出については、国土交通省等の照会、及び住民基本台帳ネットワークの確認により代替していますが、確認できない場合は、改めて書類を提出いただく場合があります。
◎**旧姓併記については、住民票（住民基本台帳ネットワーク）による確認に変わりましたので、住民票に登録したうえで申請してください。**住民票への登録がない場合は、希望されても旧姓併記することはできません。

（１）資格者証交付申請書（写真１枚を申請書の１枚目に貼付）

◆**同封の複写式の交付申請書**を使用し、次ページの記入例に従い交付申請書を作成してください。
※3 枚複写のうち、支部への窓口申請の場合は３枚全てを提出、郵送申請の場合は上２枚を提出してください。（3 枚目は申請者保管）

（２）建設業許可の通知書のコピー、又は建設業許可証明書のコピー

◆建設業許可を更新中の場合は、建設業許可の通知書（有効期間満了）のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
①許可行政庁の受付印のある許可申請書（控）のコピー
◆建設業許可を取得後に「社名変更」を行った場合は、建設業許可の通知書（旧社名）のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
②許可行政庁の受付印のある変更届出書のコピー

（３）建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類

◆次の①、②、③、④のいずれかの書類が必要です。（７，８ページ参照）
①所属建設業者名の記載のある健康保険被保険者証のコピー
②所属建設業者名の記載のない健康保険被保険者証のコピーと保険者発行の「被保険者である証明書」のコピー
※国民健康保険組合の被保険者証で健康保険の適用除外承認を受けている場合は、「被保険者である証明書」のコピーに代えて、**「健康保険被保険者適用除外承認証（又は年金事務所の印がある健康保険被保険者証適用除外承認申請書）」のコピー**でも可。
③住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）のコピー
④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（又は資格取得確認）のコピー

（４）交付等手数料払込受付証明書を貼った振替払込受付証明書提出用台紙　【機械振込不可】

※同封の振込用紙により郵便局等の金融機関の窓口で払い込み、同封の振替払込受付証明書提出用台紙に貼ってください。
※交付等手数料は、**７，６００円（非課税）**です。

（５）資格者証送付用封筒　（同封の「簡易書留」と書かれた長３封筒）

※**簡易書留郵便**でお届けします。
申請者の氏名及び住所（または、**勤務先など、資格者証を確実に受け取れる**送付先）を記入してください。

（６）本人を確認できる有効な書面のコピー

（運転免許証、パスポート、個人番号カード（表面のみ）、特別永住者証明書、在留カードのいずれかのコピー）
※文言、顔写真等が鮮明に写るようにコピーしてください。

（７）監理技術者講習修了履歴ラベルの拡大コピー、又は監理技術者講習受講証明書のコピー

※交付申請書に監理技術者講習修了履歴を記入し、その講習の修了から２ヶ月を経過していない方が対象です。

（８）監理技術者資格を有することを証する書面

◆次の①、②、③の書類が必要です。

① 「実務経験証明書」のコピー	必須	（９～１０ページ参照）
② 「合格証明書」のコピー、「卒業証明書」のコピー	必要な場合のみ	（１２～１８ページ参照）
③ 「証拠書類」のコピー	必須	（２４ページ参照）

※実務経験により資格者証の交付を受けていた方が、資格者証の有効期限が切れたために同じ業種で新規に申請を行う場合、「有効期限が切れた資格者証」の表面のコピーを、①②③の書類に代えて提出することが可能です。
尚、紛失等で「有効期限が切れた資格者証」の表面のコピーを準備できない場合は、当センター本部にご相談ください。

《新規申請》　　交付申請書の記入例

<都道府県コード>

０１ 北海道	１７ 石川県	３３岡山県
０２ 青森県	１８ 福井県	３４ 広島県
０３ 岩手県	１９ 山梨県	３５ 山口県
０４ 宮城県	２０ 長野県	３６ 徳島県
０５ 秋田県	２１ 岐阜県	３７ 香川県
０６ 山形県	２２ 静岡県	３８ 愛媛県
０７ 福島県	２３ 愛知県	３９ 高知県
０８ 茨城県	２４ 三重県	４０ 福岡県
０９ 栃木県	２５ 滋賀県	４１ 佐賀県
１０ 群馬県	２６ 京都府	４２ 長崎県
１１ 埼玉県	２７ 大阪府	４３ 熊本県
１２ 千葉県	２８ 兵庫県	４４ 大分県
１３ 東京都	２９ 奈良県	４５ 宮崎県
１４ 神奈川県	３０ 和歌山県	４６ 鹿児島県
１５ 新潟県	３１ 鳥取県	４７ 沖縄県
１６ 富山県	３２ 島根県	４８ その他

「７．所属建設業者」欄への記入方法

★「商号又は名称」は、「直接的かつ恒常的な雇用関係」がある**建設業許可を受けた建設業者名**を記入してください。

★法人の種類は、略号で記入してください。

株式会社 ⇒（株） 有限会社 ⇒（有）
合名会社 ⇒（名） 合資会社 ⇒（資）
合同会社 ⇒（合） 協同組合 ⇒（同）
協業組合 ⇒（業） 企業組合 ⇒（企）

★「許可番号」は、大臣許可の場合、「００」を記入し、知事許可の場合、上記の「都道府県コード」の「１」～「４７」の番号を記入してください。

★国土交通大臣許可・知事許可、一般・特定は、該当しないものを二重線で消してください。

★許可年度は、許可通知書の許可番号の（ ）内２桁の数字を記入してください。

★北海道知事許可についてのみ、許可番号の前の余白に振興局名の頭文字を記入してください。

空知：空　石狩：石　後志：後
胆振：胆　日高：日　渡島：渡
檜山：桧　上川：上　留萌：留
宗谷：宗　ｵﾎｰﾂｸ：オ　十勝：十
釧路：釧　根室：根

★許可番号は、右詰めで記入し、空枠を「０」で埋めてください。

★電話番号は、会社の代表番号ではなく、所属部署直通番号等確実に連絡が取れる番号を、左詰めでハイフン「－」を入れずに記入してください。

資　格　者　証　交　付　申　請　書

令和 ５ 年 １０ 月 １ 日

（国土交通大臣指定資格者証交付機関）

一般財団法人建設業技術者センター理事長　殿

「写真」について
★7ページの「**交付申請書に貼付けする写真について**」をよく読み貼付してください。

「旧姓併記と通称名」の記入方法
★旧姓併記を希望する場合は、〔 〕内へ記入してください。
★通称名の併記を希望する場合は、欄外の空いているところへ（ ）書きで記入してください。

１．申請区分（該当する区分に○印を付けてください。）　新規 ○ ／ 追加 ／ 更新 ／ 書換 ／ 再発行

２．既資格者証　交付番号 第 □□□□□□□□□□□ 号　有効期限 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

３．申請者氏名　フリガナ　氏：ケンセツ　名：ジロウ
氏　名　氏：建設　名：次郎
〔旧姓　チヨダ　千代田〕

（通称名の方は、このあたりに記入してください。）

４．生年月日　元号 ３　５５ 年 ０６ 月 ０６ 日
〔１.明治　２.大正　３.昭和　４.平成　５.令和〕

「６．住所」欄への記入方法
★**住民票の住所**を市町村名から記入してください。
★確実に連絡のとれる番号（申請者の自宅電話番号又は携帯電話番号等）を、左詰めでハイフン「－」を入れずに記入してください。

５．本　籍　都道府県コード １３　東京 （都）・道・府・県

６．住　所　都道府県コード ０１　郡市区町村名・街区符号・住居番号等　札幌市××１丁目１－１２
郵便番号 １２３－５６７８　電話番号 ０９０１２３５６７８９

７．所属建設業者　商号又は名称（株）○×建設
許可番号　大臣・知事コード ０１　~~国土交通大臣~~ 知事 許可　~~般~~ 特 － ３０　石　第 ０００１２３ 号
電話番号 ０３１２３５６７８９

８．監理技術者資格
(1)区分 ０５ 番号 ０００００００００２２ 号　(2)区分 □□ 番号 □□□□□□□□□□□ 号
(3)区分　(5)区分　(7)区分　(9)区分

「８．監理技術者資格」欄への記入方法（実務経験の場合）/一級国家資格等の記入については下欄をご確認ください
※区分は「０５」を記入し、番号は、以下該当する番号を右詰で記入し、空枠を「０」で埋めてください。

３ 大工工事	７ 屋根工事	１５ 板金工事	１９ 内装仕上工事	２４ さく井工事	２８ 清掃施設工事
４ 左官工事	１０ タイル・れんが・ブロック工事	１６ ガラス工事	２０ 機械器具設置工事	２５ 建具工事	２９ 解体工事
５ とび・土工・コンクリート工事	１２ 鉄筋工事	１７ 塗装工事	２１ 熱絶縁工事	２６ 水道施設工事	
６ 石工事	１４ しゅんせつ工事	１８ 防水工事	２２ 電気通信工事	２７ 消防施設工事	

９．監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）
修了番号 第 ０００１－１２３４５６７８９０ 号　修了年月日 令和 ０２ 年 ０４ 月 ２９ 日

１０．受

「９．監理技術者講習修了履歴」欄への記入方法
★修了履歴の資格者証への記載を希望する場合は、**有効かつ最新の修了番号と修了年月日**を記入してください。
なお、修了番号の末尾の手前にハイフン「－」の表示がある場合は、「－」を除いて記入してください。

0001－123456789－0 ⇒ 0001－1234567890

※講習についての有効期間の詳細（表紙参照）及びお問い合せ先（２６ページ参照）

「８．監理技術者資格」欄への一級国家資格等の記入方法　申請する全ての資格について資格毎に、次のように記入してください。

※区分については25ページを参考に記入してください。番号の欄は資格の種類に応じて記入してください。不明な場合は、26ページの「監理技術者資格を所管する機関等」へお問い合わせください。

技術検定：**合格証明書**の番号を右詰めで記入し、空枠がある場合は、「0」で埋めてください。 **※令和3年度以降は第二次検定の合格証明書**

一級建築士：建築士免許の番号を右詰めで記入し、空枠を「０」で埋めてください。

技術士（総合技術監理部門）：登録番号を右詰めで記入し、左1桁目を「1」、左2桁目を「9」、又は二次試験合格番号を右詰めで記入し、左1桁目を「0」、左2桁目を「9」を記入し、空枠を「0」で埋めてください。

技術士（総合技術監理部門以外）：登録番号を右詰めで記入し、左1桁目を「1」、又は二次試験合格番号を右詰めで記入し、左1桁目を「0」で記入し、空枠を「0」で埋めてください。

国土交通大臣認定：認定書番号を右詰めで記入し、空枠を「0」で埋めてください。

●技術検定の資格の場合は、特別な理由があるときは、これに合格した日から半年間に限り、合格証明書の番号の代わりに受験番号を記入して申請できます。
ただし、合格証明書が交付された後に、合格証明書の番号を改めて登録する手続きを行っていただきますので、ご留意ください。

●解体工事業について、平成27年度以前の一級（土木・建築）施工管理技士の資格で申請する場合、及び技術士（建設部門）（総合技術監理部門（建設））の資格で申請する場合は、本部（０３－３５１４－４７１１）へお問い合せください。

追加申請の提出書類一覧

※更新可能な期間（有効期限前の６ケ月間）に「追加申請」を行う場合は、更新申請は不要です。

【提出対象条件】

◎ **（１）**、**（５）**、**（６）**、**（７）**、**（１０）**は、全ての方が対象です。
◎ **（２）**、**（３）**は、建設業者に所属している方が対象です。
◎ **（４）**、**（８）**、**（９）**は、各条件に該当する方が対象です。
◎監理技術者資格を有することを証する書面のコピー、及び住民票の提出については、国土交通省等の照会、及び住民基本台帳ネットワークの確認により代替していますが、確認できない場合は、改めて書類を提出いただく場合があります。
◎**旧姓併記については、住民票（住民基本台帳ネットワーク）による確認に変わりましたので、併記を希望される方は住民票に登録したうえで申請してください。**
既に旧姓を併記され、引き続き併記を希望する場合であっても、住民票への登録がない場合は、旧姓併記することはできませんのでご注意ください。

（１）資格者証交付申請書（写真１枚を申請書の１枚目に貼付）
◆**同封の複写式の交付申請書**を使用し、次ページの記入例に従い交付申請書を作成してください。
※3 枚複写のうち、支部への窓口申請の場合は３枚全てを提出、郵送申請の場合は上２枚を提出してください。（3 枚目は申請者保管）

（２）建設業許可の通知書のコピー、又は**建設業許可証明書のコピー**
◆建設業許可を更新中の場合は、建設業許可の通知書（有効期間満了）のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
①許可行政庁の受付印のある許可申請書（控）のコピー
◆建設業許可を取得後に「社名変更」を行った場合は、建設業許可の通知書（旧社名）のコピーと以下の書類も併せて提出してください。
②許可行政庁の受付印のある変更届出書のコピー

（３）建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類
◆次の①、②、③、④のいずれかの書類が必要です。（７，８ページ参照）
①所属建設業者名の記載のある健康保険被保険者証のコピー
②所属建設業者名の記載のない健康保険被保険者証のコピーと保険者発行の「被保険者である証明書」のコピー
※国民健康保険組合の被保険者証で健康保険の適用除外承認を受けている場合は、「被保険者である証明書」のコピーに代えて、**「健康保険被保険者適用除外承認証（又は年金事務所の印がある健康保険被保険者証適用除外承認申請書）」のコピー**でも可。
③住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）のコピー
④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（又は資格取得確認）のコピー

（４）監理技術者資格者証（原本）（窓口申請のみ必要で、郵送申請の場合、および紛失の場合は不要）

（５）監理技術者資格者証の表・裏のコピー（紛失の場合は不要）

（６）交付等手数料払込受付証明書を貼った振替払込受付証明書提出用台紙　【機械振込不可】
※同封の振込用紙により郵便局等の金融機関の窓口で払い込み、同封の振替払込受付証明書提出用台紙に貼ってください。
※交付等手数料は、**７，６００円（非課税）**です。

（７）資格者証送付用封筒　（同封の「簡易書留」と書かれた長３封筒）
※**簡易書留郵便**でお届けします。
申請者の氏名及び住所（または、**勤務先など資格者証を確実に受け取れる**送付先）を記入してください。

（８）監理技術者講習修了履歴ラベルの拡大コピー、又は**監理技術者講習受講証明書のコピー**
※交付申請書に監理技術者講習修了履歴を記入し、その講習の修了から２ヶ月を経過していない方が対象です。

（９）戸籍謄本のコピー、又は**戸籍抄本のコピー**※資格者証の氏名に変更がある方が対象で、**申請前６ヶ月以内のもの**であること。

（１０）監理技術者資格を有することを証する書面※次の①、②、③の書類が必要です。

①「実務経験証明書」のコピー	必須	（９～１０ページ参照）
②「合格証明書」のコピー、「卒業証明書」のコピー	必要な場合のみ	（１２～１８ページ参照）
③「証拠書類」のコピー	必須	（２４ページ参照）

《追加申請》　交付申請書の記入例

<都道府県コード>

０１ 北海道	１７ 石川県	３３岡山県
０２ 青森県	１８ 福井県	３４ 広島県
０３ 岩手県	１９ 山梨県	３５ 山口県
０４ 宮城県	２０ 長野県	３６ 徳島県
０５ 秋田県	２１ 岐阜県	３７ 香川県
０６ 山形県	２２ 静岡県	３８ 愛媛県
０７ 福島県	２３ 愛知県	３９ 高知県
０８ 茨城県	２４ 三重県	４０ 福岡県
０９ 栃木県	２５ 滋賀県	４１ 佐賀県
１０ 群馬県	２６ 京都府	４２ 長崎県
１１ 埼玉県	２７ 大阪府	４３ 熊本県
１２ 千葉県	２８ 兵庫県	４４ 大分県
１３ 東京都	２９ 奈良県	４５ 宮崎県
１４ 神奈川県	３０ 和歌山県	４６ 鹿児島県
１５ 新潟県	３１ 鳥取県	４７ 沖縄県
１６ 富山県	３２ 島根県	４８ その他

「７．所属建設業者」欄への記入方法

★「商号又は名称」は、「直接的かつ恒常的な雇用関係」がある**建設業許可を受けた建設業者名**を記入してください。

★法人の種類は、略号で記入してください。

株式会社 ⇒（株） 有限会社 ⇒（有）
合名会社 ⇒（名） 合資会社 ⇒（資）
合同会社 ⇒（合） 協同組合 ⇒（同）
協業組合 ⇒（業） 企業組合 ⇒（企）

★「許可番号」は、大臣許可の場合、「００」を記入し、知事許可の場合、上記の「都道府県コード」の「１」～「４７」の番号を記入してください。

★国土交通大臣許可・知事許可、一般・特定は、該当しないものを二重線で消してください。

★許可年度は、許可通知書の許可番号の（ ）内２桁の数字を記入してください。

★北海道知事許可についてのみ、許可番号の前の余白に振興局名の頭文字を記入してください。

空知：空	石狩：石	後志：後
胆振：胆	日高：日	渡島：渡
檜山：桧	上川：上	留萌：留
宗谷：宗	ｵﾎｰﾂｸ：オ	十勝：十
釧路：釧	根室：根	

★許可番号は、右詰めで記入し、空枠を「０」で埋めてください。

★電話番号は、会社の代表番号ではなく、所属部署直通番号等確実に連絡が取れる番号を、左詰めでハイフン「－」を入れずに記入してください。

資格者証交付申請書

令和 5 年 1 0 月 1 日

（国土交通大臣指定資格者証交付機関）

一般財団法人建設業技術者センター理事長　殿

1．申請区分（該当する区分に○印を付けてください。）　新規／追加 ○／更新／書換／再発行

2．既資格者証　交付番号 第 0 0 0 1 2 3 5 6 7 8 9 号　有効期限 令和 0 6 年 0 1 月 1 1 日

3．申請者氏名　フリガナ　氏：ケンセツ　名：シ゛ロウ
氏名　氏：建設　名：次郎　〔旧姓 チヨダ 千代田〕

（通称名の方は、このあたりに記入してください。）

4．生年月日　元号 3　5 5 年 0 6 月 0 6 日
〔1.明治　2.大正　3.昭和　4.平成　5.令和〕

5．本籍　都道府県コード 1 3　東京 都・道・府・県

6．住所　都道府県コード 0 1　郡市区町村名・街区符号・住居番号等　札幌市××1丁目1－12
郵便番号 1 2 3－5 6 7 8　電話番号 0 9 0 1 2 3 5 6 7 8 9

7．所属建設業者　商号又は名称（株）○×建設
許可番号　大臣・知事コード 0 1　~~国土交通大臣~~ 知事 許可　~~般~~ 特 － 3 0　石 第 0 0 0 1 2 3 号
電話番号 0 3 1 2 3 5 6 7 8 9

8．監理技術者資格
(1)区分 0 5 番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 2 2 号　(2)区分　番号　号
(3)区分
(5)区分
(7)区分
(9)区分

「８．監理技術者資格」欄への記入方法（実務経験の場合）／一級国家資格等の記入については下欄をご確認ください
※区分は「０５」を記入し、番号は、以下該当する番号を右詰で記入し、空枠を「０」で埋めてください。

３ 大工工事	７ 屋根工事	１５ 板金工事	１９ 内装仕上工事	２４ さく井工事	２８ 清掃施設工事
４ 左官工事	１０ タイル・れんが・ブロック工事	１６ ガラス工事	２０ 機械器具設置工事	２５ 建具工事	２９ 解体工事
５ とび・土工・コンクリート工事	１２ 鉄筋工事	１７ 塗装工事	２１ 熱絶縁工事	２６ 水道施設工事	
６ 石工事	１４ しゅんせつ工事	１８ 防水工事	２２ 電気通信工事	２７ 消防施設工事	

9．監理技術者講習修了履歴（修了履歴がある場合のみ記載）
修了番号 第 0 0 0 1－1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 号　修了年月日 令和 0 2 年 0 4 月 2 9 日

10．受

「９．監理技術者講習修了履歴」欄への記入方法

★修了履歴の資格者証への記載を希望する場合は、**有効かつ最新の修了番号と修了年月日**を記入してください。
なお、修了番号の末尾の手前にハイフン「－」の表示がある場合は、「－」を除いて記入してください。

0001－123456789－0 ⇒ 0001－1234567890

※講習についての有効期間の詳細（表紙参照）及びお問い合せ先（２６ページ参照）

「旧姓併記と通称名」の記入方法

★旧姓併記を希望する場合は、〔 〕内へ記入してください。

★通称名の併記を希望する場合は、欄外の空いているところへ（ ）書きで記入してください。

「写真」について

★7ページの「**交付申請書に貼付けする写真について**」をよく読み貼付してください。

「６．住所」欄への記入方法

★**住民票の住所**を市町村名から記入してください。

★確実に連絡のとれる番号（申請者の自宅電話番号又は携帯電話番号等）を、左詰めでハイフン「－」を入れずに記入してください。

「８．監理技術者資格」欄への一級国家資格等の記入方法　申請する全ての資格について資格毎に、次のように記入してください。

※区分については25ページを参考に記入してください。番号の欄は資格の種類に応じて記入してください。不明な場合は、26ページの「監理技術者資格を所管する機関等」へお問い合わせください。

技術検定：**合格証明書**の番号を右詰めで記入し、空枠がある場合は、「0」で埋めてください。 <u>**※令和3年度以降は第二次検定の合格証明書**</u>

一級建築士：建築士免許の番号を右詰めで記入し、空枠を「０」で埋めてください。

技術士（総合技術監理部門）：登録番号を右詰めで記入し、左1桁目を「1」、左2桁目を「9」、又は二次試験合格番号を右詰めで記入し、左1桁目を「0」、左2桁目を「9」を記入し、空枠を「0」で埋めてください。

技術士（総合技術監理部門以外）：登録番号を右詰めで記入し、左1桁目を「1」、又は二次試験合格番号を右詰めで記入し、左1桁目を「0」で記入し、空枠を「0」で埋めてください。

国土交通大臣認定：認定書番号を右詰めで記入し、空枠を「0」で埋めてください。

●技術検定の資格の場合は、特別な理由があるときは、これに合格した日から半年間に限り、合格証明書の番号の代わりに受験番号を記入して申請できます。
ただし、合格証明書が交付された後に、合格証明書の番号を改めて登録する手続きを行っていただきますので、ご留意ください。

●解体工事業について、平成27年度以前の一級(土木・建築)施工管理技士の資格で申請する場合、及び技術士(建設部門)(総合技術監理部門(建設))の資格で申請する場合は、本部（０３－３５１４－４７１１）へお問い合せください。

交付申請書に貼付けする写真について

「適切な写真」をご用意ください。（右図参照）

写真の裏面に氏名・撮影年月日を記入（強い筆圧で記入しないでください）し、申請書の１枚目の所定の場所に貼ってください。

※糊等で申請書や写真を汚さないようにご注意ください。

※**以下の【不適切な写真】の場合は、再提出になります。**

適切な写真規格

- **◎交付申請の前６ヶ月以内のもの**
- **◎カラー写真（フチなし）**
- **◎縦３．０㎝×横２．４㎝**
- **◎正面　◎無帽　◎無背景**
- **◎上三分身（概ね胸から上）**

【不適切な写真の例】

●背景が写っているものや光による影があるもの

●顔全体が規格一杯に写っているものや、一部が欠けているもの

●ぼやけているもの、階段状のギザギザやドットが目立つもの

●変形やマスキング（縁取り）などの画像処理を施しているもの

●写真の状態が悪いもの
※にじみ、色ムラ、縞、汚れ、キズ等があるもの

- ●照明が眼鏡に反射したもの
- ●平常の顔貌と著しく異なるもの
- ●明るすぎて（暗すぎて）顔がわからないもの
- ●眼鏡やヘアバンドにより顔の一部が隠れているもの
- ●前髪が長すぎて目元が見えない／顔の輪郭が隠れるもの

建設業者と申請者が「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる書類の見本と確認事項

資格者証に「所属建設業者名を記載する場合には、次の**①，②，③，④の内、１点の書類が必要**です。
確認事項を確認の上、ご準備ください。

※社員証や雇用保険被保険者証、源泉徴収票、在籍証明書等の書類は認められません。

※**７５歳以上の方**で、次ページの③が提出できない場合は、本部（03-3514-4711）へお問い合わせください。

①所属建設業者名の記載のある健康保険被保険者証のコピー

《所属建設業者名の記載のある健康保険被保険者証》

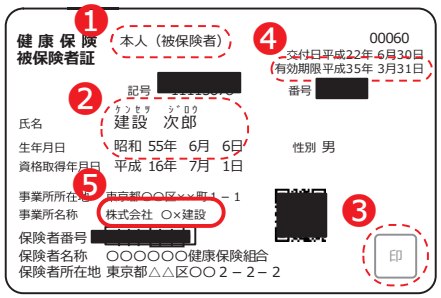

健康保険被保険者証については、以下の**【確認事項】**を確認してください。

※記号・番号・保険者番号・QR コードがある場合には、マスキングをお願いします。

【確認事項】

1. **『本人(被保険者)』であること**
2. **『氏名・生年月日』が確認できること**
3. **『保険者印』が確認できること**
4. **『有効期限』がある場合、期限内であること**
5. **『事業所名称』が確認できること**

※確認できない場合は、②、③、④のいずれかの書類提出をお願いします。

（保険者名称や企業のロゴ、シンボルマーク等は、所属建設業者名ではありません）

②所属建設業者名の記載のない健康保険被保険者証のコピーと保険者が発行した「被保険者である証明書」のコピー ）両方必要

健康保険被保険者証については、見本下の**【確認事項】**を確認してください。

保険者が発行した「被保険者である証明書」については、見本右の**【確認事項】**を確認してください。

※記号・番号・保険者番号・QR コードがある場合には、マスキングをお願いします。

《所属建設業者名の記載のない健康保険被保険者証》

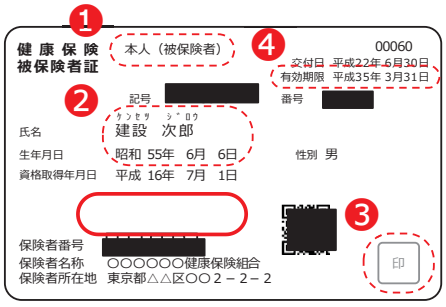

両方必要 ＋

《被保険者である証明書》

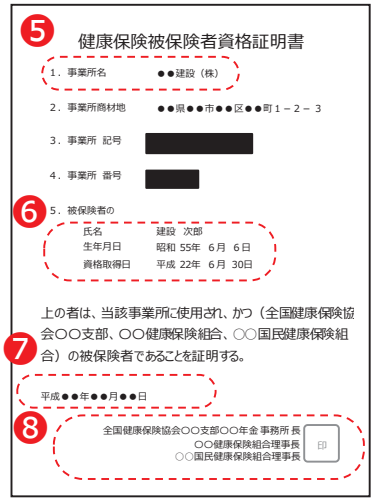

【確認事項】

1. **『本人(被保険者)』であること**
2. **『氏名・生年月日』が確認できること**
3. **『保険者印』が確認できること**
4. **『有効期限』がある場合、期限内であること**
5. **『事業所名称』が確認できること**
6. **『被保険者氏名・生年月日』が確認できること**
7. **申請前６ヶ月以内であること**
8. **『保険者（保険組合）発行』のもので、『保険者印』が確認できること**

③住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）のコピー

※個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】です。会社の給与関係担当部門にご確認下さい。

住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）については、以下の**【確認事項】**を確認してください。

※ご本人様以外の方のお名前等は、下図の見本を参考に黒のマジック等でマスキングをお願いします。

※ページ全体をコピー頂き、下図の見本の体裁でご準備下さい。

なお、切り貼りや折ったり別の紙等を被せてコピーした場合は、再提出になります。（縮小コピーは可）

※**７５歳以上の方**で、③が提出できない場合は、本部（03-3514-4711）へお問い合わせください。

《住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）》

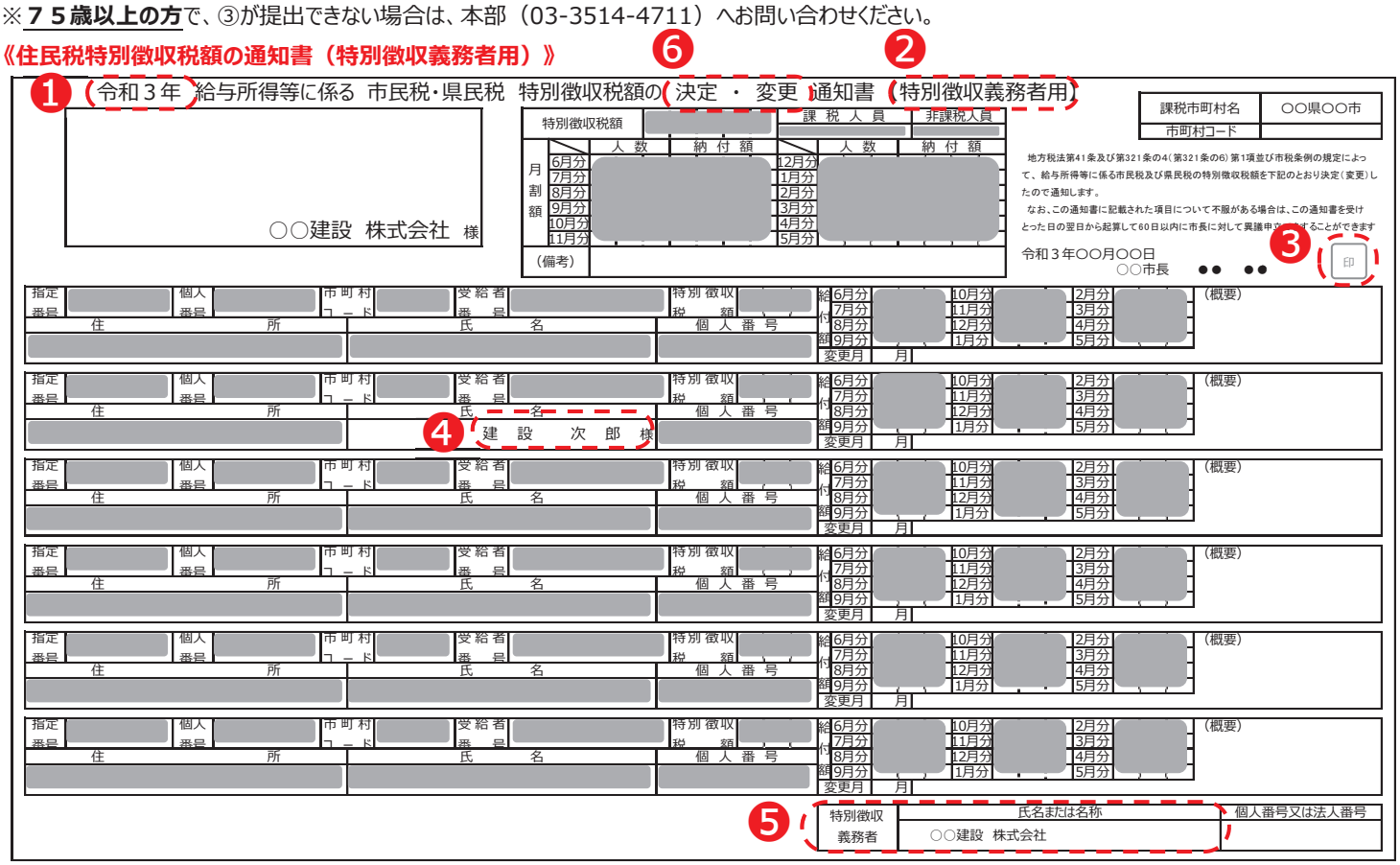

【確認事項】

❶ **『最新年度』であること**

❷ **『特別徴収義務者用』であること**

❸ **『自治体印』が確認できること**

❹ **『申請者氏名』が確認できること**

❺ **『特別徴収義務者名』が確認できること**

❻ **「決定」、「変更」は、どちらも可**

---

④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（又は資格取得確認）のコピー

※左側の**「定時決定」**が提出対象で、勤務先の会社に保管されているものです。

但し、「定時決定」の実績がない場合に限り、右側の**（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書）**の提出を可とします。いずれも、以下の【確認事項】を確認してください。

定時決定

《健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書》

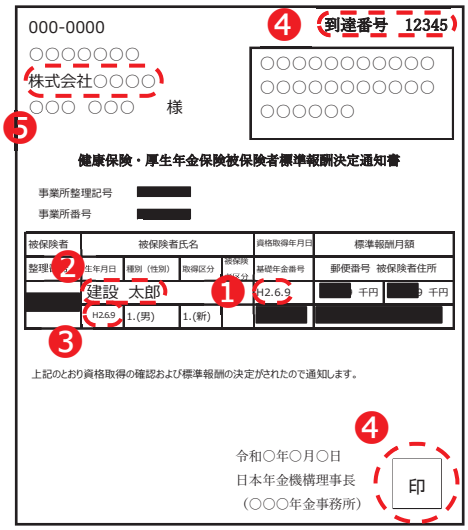

《健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書》

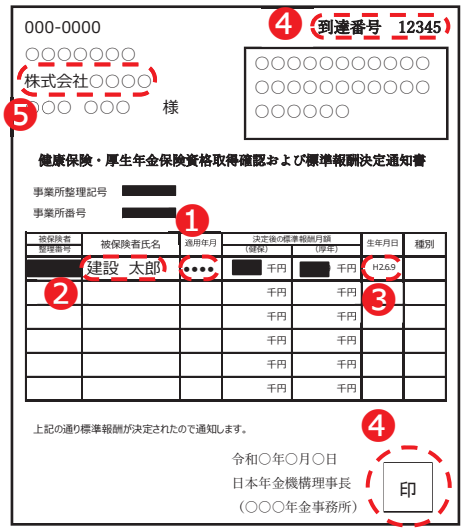

【確認事項】

❶ **『最新年度』であること**

❷ **『申請者名』が確認できること**

❸ **『生年月日』が確認できること**

❹ **『公印』が確認できること**
※電子版は公印の代わりに、『到達番号』が確認できること

❺ **『所属建設業者名』が確認できること**

ご本人様以外の方のお名前等は、
下図の見本を参考に黒のマジック等で
マスキングをお願いします。

１．「監理技術者実務経験証明書」の作成例

※令和５年７月より、実務経験証明書の書式について一部改訂しています。

様式は、特定業種専用様式（「とび・土工・コンクリート工事」、「機械器具設置工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」）と汎用様式の二種類があります。
当財団のホームページからダウンロードしてご使用ください。（https://www.cezaidan.or.jp/）

【記入項目について】
○実務経験については、「勤務先」、「実務経験年数」、「工事の内容」の欄を記入してください。(その他の項目は省略可能)
○指導監督的実務経験については、すべての項目を記入してください。

【証明者、記載した実務経験の内容に関して説明できる者、使用者、勤務先との関係について】
証明者、記載した実務経験の内容に関して説明できる者（以下「説明できる者」という。）、使用者、勤務先の会社は、原則としてすべて同一となります。社名変更等により、同一とならない場合は、実務経験証明書下部の「備考」にその旨を記載してください。
倒産等で、経験当時の使用者（会社）の証明が取れない場合、説明できる者がいない場合、証拠書類が取得できない場合は、申請できません。　この場合の問合せ先：本部　(03-3514-4711)

日本国内での工事が対象です。日本国外における実務経験を有する方は、国土交通省に個別に申請し、認定書の交付を受けることで実務経験証明書の代替とすることができます。

未完成工事を指導監督的実務経験として申請をお考えの方は、留意事項等がございますので本部までお問い合わせください。

【申請する建設工事の種類について】
汎用様式の場合は、1ページを参考に申請する建設工事の種類を記入してください。
申請しようとする業種が複数ある場合は、別々の実務経験証明書が必要です。

【学歴について】
区分「イ」である場合のみ記入してください。学科を記入する際は13～14ページの「指定学科一覧」表１及び表２に該当するか確認の上、記入してください。

【資格について】
技術検定に合格している方は、表３該当するものを記入ください。資格を記入する際は15ページのに該当するか確認の上、記入してください。

【資格について】
区分「ロ」である場合のみ、16～18ページに掲げる国家資格のうち、該当するものを記入してください。
（例）電気通信主任技術者

【発注者名について】
請負契約書等に記載された、発注者名を記入してください。指導監督的実務経験は、**元請**工事であることが必要です。

【工事名、工期について】
請負契約書等に記載された工事名、工期を記入してください。

監理技術者実務経験証明書

一般財団法人建設業技術者センター理事長　殿　　1 枚のうち 1 枚目

下記の者は、建設業法 第27条の18第1項 監理技術者資格者証の交付申請において 電気通信 工事に関し下記のとおり実務経験および指導監督的実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 5年 7月 15日

※ この証明書及び添付資料に虚偽又は過誤があった場合には、監理技術者資格が取り消されますので、申請者の所属企業が建設業法違反となる場合があります。内容を十分確認の上、証明してください。

証明者	住所	○○県○○市○○町○－○
	企業名	○○通信工業　株式会社
	役職・氏名	代表取締役　山田　一郎
	被証明者との関係	使用者
記載した実務経験の内容に関して説明できる者	フリガナ	スズキ　ジロウ
	部署・氏名	工事部長　鈴木　二郎
	連絡先 電話番号	（所属部署直通）01-2345-6789　（携帯）080-1234-5678

記

（フリガナ）	ケンセツ　タロウ		区分	（イ）該当	使用された期間 H9年4月から R5年7月まで
申請者の氏名	建設　太郎		生年月日	昭和55年6月6日	
区分(イ)該当者のみ記入 学校・学部・学科）又は（資	学歴・資格 該当に○	○×大学　工学部　電気工学科	卒業年月又は合格年月	H9年3月	
区分(ロ)該当者のみ記入	資格		番号		

実務経験の内容

No.	発注者名 / 請負代金の額	工事名 / 職名 / （経験当時の）企業名	工期	実務経験年数（建設業法第7条第2号）	指導監督的実務経験年数（建設業法第15条第2号ロ該当）
	工事の内容（経験した建設工事について、該当する欄 □ にチェック又は記載）				
1	○○通信工業（株）		年 月～ 年 月	H22年4月～ H23年3月 12ヵ月	年 月～ 年 月 ヵ月
	有線電気通信設備工事□　無線電気通信設備工事□　データ通信設備工事☑　情報処理設備工事□　情報収集設備工事☑				

【証明者について】
証明者は、原則として会社の代表取締役等です。証明者印は不要です。
複数の建設会社で実務経験がある場合は、建設会社毎に別々の実務経験証明書が必要です。

【説明できる者について】
23ページを確認の上、記入してください。

【区分について】
12ページを確認の上、該当区分（イ、ロ、ハ）を記入してください。

【卒業年月について】
「学歴」に○をした方は、学校の卒業年月を記入してください。
【合格年月について】
「資格」に○をした方は、資格の合格年月を記入してください。

【使用された期間について】
雇用された期間を記入してください。
雇用された期間が途中で途切れる場合は、期間を2段書きしてください。

【番号について】
区分「ロ」である場合のみ記入してください。有する資格に記入した国家資格の合格証明書等の番号を記入してください。

【職名について】
部長、課長等の会社における職名ではなく、工事における現場での立場を記入してください。
具体的には、「現場所長」、「現場監督」、「主任技術者」等です。
※「現場代理人」は、現場において請負人の任務の代行をする者のことをいいますので指導監督的立場の職名には該当しません。但し、指導監督的立場を兼ねている場合は該当します。

【請負代金の額について】
税込金額：千円単位で記入ください。
指導監督的実務経験は、請負代金の額が4,500万円以上のであることが必要です。
※工期が昭和59年10月1日～平成6年12月27日までは、請負代金の額が3,000万円以上（それ以前は請負代金の額が1,500万円以上）となります。

社名変更等がある場合は記入してください。

【経験年数の合計と総合計について】
「実務経験年数」と「指導監督的実務経験年数」の欄について、それぞれの合計を記入してください。
総合計については最終頁にのみ記入してください。
なお、総合計年数が、12ページの表に掲げる必要な実務経験年数に満たない場合、資格者証は交付出来ません。

情報表示設備工事☑　放送機械設備工事□　ＴＶ電波障害防除設備工事□

2	○○市○○市長 ５２５，０００千円	地域情報ネットワーク（CATV）基盤整備工事 現場監督	○○通信工業（株）	H23年４月～ 24年3 月	H23年4月～ H24年1月	10 ヵ月	H23年4月～ H24年1月	10 ヵ月
	有線電気通信設備工事□　無線電気通信設備工事□　データ通信設備工事☑　情報処理設備工事□　情報収集設備工事□ 情報表示設備工事□　放送機械設備工事□　ＴＶ電波障害防除設備工事□ その他の工事□（　　）								
3			○○通信工業（株）	年　月～ 年　月	H24年4月～ H24年10月	7 ヵ月	年　月～ 年　月	ヵ月
	有線電気通信設備工事□　無線電気通信設備工事□　データ通信設備工事□　情報処理設備工事□　情報収集設備工事□ 情報表示設備工事□　放送機械設備工事☑　ＴＶ電波障害防除設備工事☑ その他の工事□（　　）								
4	○○県○土木事務所長 ５２，５００千円	県道○○号線○○トンネル非常用設備工事 現場所長	○○通信工業（株）	H26年10月～ H27年12月	H26年10月～ H27年12月	15 ヵ月	H26年10月～ H27年12月	15 ヵ月
	有線電気通信設備工事□　無線電気通信設備工事□　データ通信設備工事□　情報処理設備工事□　情報収集設備工事☑ 情報表示設備工事☑　放送機械設備工事□　ＴＶ電波障害防除設備工事□ その他の工事□（　　）								
5	○○地方整備局○○ダム工事事務所 １０５，０００千円	○○ダム放流設備制御装置 現場所長	○○通信工業（株）	H27年12月～ H28年12月	H28年1月～ H28年12月	12 ヵ月	H28年１月～ H28年12月	12 ヵ月
	有線電気通信設備工事□　無線電気通信設備工事□　データ通信設備工事□　情報処理設備工事□　情報収集設備工事☑ 情報表示設備工事☑　放送機械設備工事□　ＴＶ電波障害防除設備工事□ その他の工事□（　　）								
				合計	4 年 8 月	56 ヵ月	3 年 1 月	37 ヵ月	
備考	○年○月○日、(株)○○から(株)××に社名変更			総合計	4 年 8 月	56 ヵ月	3 年 1 月	37 ヵ月	

【監理技術者実務経験証明書作成の注意】
○ 申請しようとする建設業の種類に該当する工事の経験であることが必要です。
○ 日本国内の工事が対象です。また、保守管理業務、草刈り・除雪等の委託業務、据え付け工事を含まない機器の設計・製作・システム開発は該当しません。
○「実務経験の内容」には、「実務経験」の場合は勤務先、工事の内容、実務経験年数の３項目を記入してください。「指導監督的実務経験」の場合は全項目を記入してください。なお、指導監督的実務経験年数は実務経験年数に含めることができます。詳しくは手引きの記入例をご覧ください。

上記に加え、指導監督的実務経験は以下の要件が必要です。
1．申請しようとする建設業の種類で請け負っていること（申請業種以外で請け負った工事は対象外です）
2．発注者から直接請け負った元請工事であること
3．工事全体の技術面を総合的に指導監督した経験であること（工程管理、品質管理、安全管理、技術上の指導監督を行っていること）
4．請負代金の額が4,500万円以上の建設工事であること（平成6年12月28日前の建設工事は3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事は1,500万円以上のもの）

【指導監督的実務経験の証拠書類の提出について】
○記載された工事の内容および立場を確認させていただくため、工事経歴書、施工体系図、工事請負契約書、コリンズカルテ等の写しを提出してください。
○過去に同じ工事で指導監督的立場の実務経験を記載していた方がいた場合は、施工体系図等の追加書類を提出していただく場合があります。

【工事の内容について】
①特定業種専用様式（選択方式）
経験した工事について該当する工事に☑してください。
②汎用様式（記入方式）
経験した工事について19ページから22ページの、申請する業種の「建設工事の例示」の中から該当する工事を記入してください。
※該当する工事が無い場合は、「その他の工事」欄に工事の内容を簡潔に記入してください。
※「指導監督的実務経験」については、工事全体の技術面を総合的に指導監督した（工程管理、品質管理、安全管理、技術上の指導監督を行った）経験が必要です。

【実務経験年数、指導監督的実務経験年数について】
実際に工事に携わった期間を記入してください。
指導監督的実務経験年数は実務経験年数にも算入可能です。
別工事において、期間の重複はできません。
(例)
Ａ工事：H22年4月～H23年3月
Ｂ工事：H23年3月～H24年3月
の場合、実務経験年数の記入は、
Ａ工事：H22年4月～H23年3月
Ｂ工事：H23年4月～H24年3月
又は
Ａ工事：H22年4月～H23年2月
Ｂ工事：H23年3月～H24年3月
となります。
「実務経験年数」は、継続的に申請業種の工事に携わった場合、年度毎にまとめて記入することが可能です。
その際は「工事名」欄に「○○工事 他○件」等、明確に記入してください。
また、12ヶ月を超える工事の場合は追加で契約書等の提出をお願いすることがあります。
なお、指導監督的実務経験は、まとめて記入出来ません。
※この証明書に記入した工事は、他の業種における実務経験の申請に流用できません。

《申請者、証明者、説明できる者の方へ》

① 実務経験証明書の内容と事実に相違があった場合、**交付済み資格者証の取り消しとなりますので資格者証を返納いただきます。同時に、許可行政庁へ通知します。**
申請者、証明者、説明できる者は、この点に留意した上で、記入及び証明、説明するようにしてください。

② ご提出いただいた**実務経験証明書（証拠書類を含む）については、当センターから後日内容の確認をさせていただく際に使用しますので、**申請前に写しを取っておいてください。

実務経験証明書のチェックポイント

★ 赤字は指導監督的実務経験のみ記載が必要な項目です。

NO	項目	確認内容	備考
①	業種	申請書と一致していますか？	特定業種（「とび・土工」「機械器具設置」「電気通信」「消防施設」）については、専用様式を使用してください。汎用様式では受付ができない場合がございます。
②	証明者	・証明者になり得る方ですか？ ・被証明者との関係は記載されていますか？	実務経験証明書が複数枚になる場合、２枚目以降も②～⑦の欄を省略することはできません。
③	説明できる者	・申請者以外の方が記載されていますか？（23ページ） ・所属部署、携帯の電話番号が記載されていますか？	
④	区分	「イ」、「ロ」、「ハ」が記載されていますか？	
⑤	使用された期間	⑭、⑮は⑤の期間内ですか？	
⑥	学歴・資格	※学歴もしくは資格のどちらかを選択してください （学歴の場合） ・13～14ページに記載の指定学科と一致していますか？ ※指定学科と一文字でも異なる場合は認められません。 （資格の場合） ・15ページに記載の資格と一致していますか？	
⑦	資格	・16～18ページに記載の指定学科と一致していますか？	
⑧	発注者名	証拠書類と一致していますか？	
⑨	工事名	証拠書類と一致していますか？	
⑩	請負代金の額	10ページに記載の政令で定める金額以上ですか？	ＪＶ工事の場合、甲型は総額、乙型は分担割合に応じた金額を記載ください。
⑪	職名	指導監督的立場と判断できる職名ですか？ 例：監理技術者補佐、主任技術者、専任補助者、現場監督、現場責任者、現場所長、工事主任	書記、作業員、安全衛生責任者、営業担当、部長では指導監督的な職名と判断できません。現場代理人、担当技術者、専門技術者については、左記職名と同様の指導監督的立場であることが必要です（左記に準じる職名で記入してください）。
⑫	（経験当時の）企業名	②と一致していますか？	
⑬	工期	⑭、⑮は⑬の期間内ですか？	
⑭	実務経験年数	・期間の計算は正しいですか？ ・期間が前後の工事と重なっていませんか？	
⑮	指導監督的実務経験年数	・期間の計算は正しいですか？ ・期間が前後の工事と重なっていませんか？	
⑯	工事の内容	・特定業種専用様式の場合はいずれかに☑がありますか？ ・汎用様式の場合は「建設工事の例示」より該当する工事が記載され、①と一致していますか？ ・様式に関わらず、「その他の工事」欄に☑がある場合は、工事内容が記載されていますか？	
⑰	備考	②、⑫が一致しない場合に、社名変更等の理由が記載されていますか？	社名変更が分かる書類（沿革等）の添付をお願いします。
⑱	合計	⑭、⑮の合計が記載されていますか？	
⑲	総合計	複数枚の場合、⑱の総合計が記載されていますか？	

2. 「実務経験により監理技術者資格を有することを証する書面」（監理技術者実務経験証明書等）

★次表のイ、ロ、ハの区分に応じて、「必要書類」を提出してください。
なお、いずれの区分においても、「指導監督的実務経験」は2年以上必要です。

	学歴※1　又は　資格	必要な実務経験年数		必　要　書　類
		実務経験	指導監督的実務経験	
イ	学校教育法による大学・短期大学・高等専門学校(5年制)・専修学校の専門課程※2を卒業し、かつ、指定学科(13ページ)を履修した者	**卒業後3年以上** ＋	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	**① 監理技術者実務経験証明書のコピー　（9,10ページ参照）** **② 卒業証明書のコピー 又は 技術検定合格証明書のコピー　（13,15ページ参照）** ※ 上記書類と氏名が異なる場合には、戸籍謄抄本のコピーも必要です。また、高度専門士、専門士の称号を有する場合は、その証明資料が別途必要となる場合があります。 **③ 指導監督的実務経験についての証拠書類のコピー　（24ページ参照）**
	学校教育法による高等学校・専修学校の専門課程を卒業し、かつ、指定学科(13ページ)を履修した者	**卒業後5年以上** ＋	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	
	建設業法施行規則第7条に定める技術検定（1級）に合格した者（15ページ）	**合格後3年以上** ＋	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	
	建設業法施行規則第7条に定める技術検定（2級）に合格した者（15ページ）	**合格後5年以上** ＋	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	
ロ	16～18ページに掲げる国家資格等を有している者			**① 監理技術者実務経験証明書のコピー　（9、10ページ参照）** **② 技術検定合格証明書等のコピー　（16～18ページ参照）** ※ 技術検定合格証明書等と氏名が異なる場合には、戸籍謄抄本のコピーも必要です。 **③ 指導監督的実務経験についての証拠書類のコピー　（24ページ参照）**
	① 技術検定2級又は技能検定1級等※3を有している者 「解体工事業」については、技術検定2級の合格年度により右記の**指導監督的実務経験に加え**、実務経験又は登録解体工事講習の修了が必要な場合があります。 18ページの「解体工事業」の欄をお読みください。	――	**2年以上**	
	② 平成16年3月31日以前に技能検定2級等※4を有している者	**合格後1年以上**	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	
	③ 平成16年4月1日以降に技能検定2級等※4を有している者	**合格後3年以上** ＋		
	④ 電気通信主任技術者資格者証を有している者	**交付後5年以上**		
ハ	上記イ・ロ以外の者	**10年以上** ＋	**2年以上**（「実務経験」にもカウント可能）	**① 監理技術者実務経験証明書のコピー　（9、10ページ参照）** **② 指導監督的実務経験についての証拠書類のコピー　（24ページ参照）**

※1 **「大学から大学院へ飛び入学された方」、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された方」についても対象となる場合があります。**
詳細については、本部までお問い合わせください。
※2 高度専門士、専門士の称号を持つ者
※3 二級建築士、木造建築士、消防設備士（甲種乙種）、登録基礎ぐい工事試験合格者、登録解体工事試験合格者（旧 解体工事施工技士）を含みます。
※4 登録地すべり防止工事試験合格者、地すべり防止工事士を含みます。

3. 実務経験による監理技術者資格取得のための指定学科一覧

(建設業法施行規則第１条)

○ 12ページの表の「イ」に該当する「指定学科」は、次の「表１」の指定学科に対応した「表２」（次ページ）に記載された「具体的な指定学科」のとおりです。

○ 指定学科に該当するのは、学校教育法に該当する「大学」「短期大学」「高等専門学校」「高等学校」「中等教育学校」「専修学校の専門課程」を卒業された方、または「大学から大学院への飛び入学者」「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された方」となります。

○ 「表２」（次ページ）の「具体的な指定学科」に記載されていない学科は該当しません。**（一字でも違ったら該当しません）**

○ 「表２」（次ページ）に記載されていない学科を卒業している方又は、資格者証の交付申請の前に、指定学科確認申請を行ってください。様式は当センターホームページからダウンロードしてください。

（指定学科に該当するか否か、確認結果のお知らせについては、おおよそ1ヶ月程度要します。）

表１

建設業の種類	指定学科（「表２」記載の学科が具体的な指定学科です）
大工工事業	建築学に関する学科、都市工学に関する学科
ガラス工事業	
内装仕上工事業	
左官工事業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科
とび・土工・コンクリート工事業	
石工事業	
屋根工事業	
タイル・れんが・ブロック工事業	
塗装工事業	
防水工事業	
解体工事業	
鉄筋工事業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科、機械工学に関する学科
熱絶縁工事業	
しゅんせつ工事業	土木工学に関する学科、機械工学に関する学科
板金工事業	建築学に関する学科、機械工学に関する学科
建具工事業	
機械器具設置工事業	建築学に関する学科、機械工学に関する学科、電気工学に関する学科
消防施設工事業	
電気通信工事業	電気工学に関する学科、電気通信工学に関する学科
さく井工事業	土木工学に関する学科、鉱山学に関する学科、機械工学に関する学科、衛生工学に関する学科
水道施設工事業	土木工学に関する学科、建築学に関する学科、機械工学に関する学科、都市工学に関する学科、衛生工学に関する学科
清掃施設工事業	

※ 技術検定試験の受験資格における指定学科とは異なる場合がありますので、ご注意ください。
※「具体的な指定学科」について、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。
ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。
※ 指定学科名は完全に一致する必要があります。一字でも異なる場合は指定学科とはみなされません。（学科名の置き換えは除く）

表２

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学科	開発科	土木工学に関する学科	農林土木科	電気通信工学に関する学科	電気通信科
	海洋科		緑地園芸科		
	海洋開発科		緑地科		
	海洋土木科		緑地土木科	機械工学に関する学科	エネルギー機械科
	環境造園科		林業工学科		応用機械科
	環境科		林業土木科		機械科
	環境開発科		林業緑地科		機械技術科
	環境建設科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境整備科				機械航空科
	環境設計科				機械工作科
	環境土木科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械システム科
	環境緑化科				機械情報科
	環境緑地科				機械情報システム科
	建設科		学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻		機械精密システム科
	建設環境科				機械設計科
	建設技術科				機械電気科
	建設基礎科	都市工学に関する学科	環境都市科		建設機械科
	建設工業科		都市科		航空宇宙科
	建設システム科		都市システム科		航空宇宙システム科
	建築土木科	衛生工学に関する学科	衛生科		航空科
	鉱山土木科		環境科		交通機械科
	構造科		空調設備科		産業機械科
	砂防科		設備科		自動車科
	資源開発科		設備工業科		自動車工業科
	社会開発科		設備システム科		生産機械科
	社会建設科	電気工学に関する学科	応用電子科		精密科
	森林工学科		システム科		精密機械科
	森林土木科		情報科		船舶科
	水工土木科		情報電子科		船舶海洋科
	生活環境科学科		制御科		船舶海洋システム科
	生産環境科		通信科		造船科
	造園科		電気科		電子機械科
	造園デザイン科		電気技術科		電子制御機械科
	造園土木科		電気工学第二科		動力機械科
	造園緑地科		電気情報科		農業機械科
	造園林科		電気設備科		学科名に関係なく機械(工学)コース
	地域開発科学科		電気通信科		
	治山学科		電気電子科	建築学に関する学科	環境計画科
	地質科		電気・電子科		建築科
	土木科		電気電子システム科		建築システム科
	土木海洋科		電気電子情報科		建築設備科
	土木環境科		電子応用科		建築第二科
	土木建設科		電子科		住居科
	土木建築科		電子技術科		住居デザイン科
	土木地質科		電子工業科		造形科
	農業開発科		電子システム科	鉱山学に関する学科	鉱山科
	農業技術科		電子情報科		
	農業土木科		電子情報システム科		
	農業工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く）		電子通信科		
			電子電気科		
			電波通信科		
			電力科		

4.　実務経験による監理技術者資格取得のための指定学科一覧（技術検定合格者）
（12 ページの表の「イ」該当者となる国家資格：建設業法施行規則第７条の３）

○　12 ページの表の「イ」に該当する技術検定合格者の指定学科は、次の「表３」のとおりです。
○　「表 3」の技術検定（技士補を含む）の一級に合格している方は合格後３年以上の実務経験が、二級に合格している方は合格後５年以上の実務経験が、２年以上の指導監督的実務経験に加えてそれぞれ必要です。

表３

資　格 ※以下に記載のない資格については指定学科に該当しません			指定学科に該当する業種																					必要な実務経験 ※２年以上の指導監督的実務経験も必要です
			大工	左官	とび・土工	石	屋根	タイル・レンガ	鉄筋	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
一級土木施工管理技士				○			○	○	○					○			○	○					○		合格後３年以上
（技士補）				○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
一級建築施工管理技士																○				○	○	○		
（技士補）			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
一級電気工事施工管理技士・技士補																○					○			
一級管工事施工管理技士・技士補									○	○	○					○	○	○	○	○	○	○		
一級造園施工管理技士・技士補				○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
二級土木施工管理技士																								合格後５年以上
	土木	技士		○			○	○	○				○	○			○	○				○		
		技士補		○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
	鋼構造物塗装	技士		○	○	○	○	○	○	○				○			○	○		○		○	○	
		技士補		○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
	薬液注入	技士		○		○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
		技士補		○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	
二級建築施工管理技士																								
	建築	技士	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
		技士補	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	躯体	技士		○		○	○				○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		
		技士補	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	仕上	技士			○				○							○				○	○	○	○	
		技士補	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
二級電気工事施工管理技士・技士補																○					○			
二級管工事施工管理技士・技士補									○	○	○					○	○	○	○	○	○	○		
二級造園施工管理技士・技士補				○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○		○		○	○	

※技士補：令和３年４月に創設された、施工管理技士の第一次検定の合格者に与えられる資格

例１：一級土木施工管理技士を合格している方　※上記表を横に見てください
以下の業種で申請ができます。合格後３年以上の実務経験が必要となります。
左官、屋根、タイル・レンガ、鉄筋、防水、熱絶縁、さく井、清掃施設

例２：機械器具設置工事業を申請する方　※上記表を縦に見てください
以下の資格と、①は合格後３年以上、②は合格後５年以上の実務経験が必要となります。
①　一級建築施工管理技士・技士補、一級電気工事施工管理技士・技士補、一級管工事施工管理技士・技士補
②　二級建築施工管理技士・技士補（建築、躯体、仕上）、二級電気工事施工管理技士・技士補、
二級管工事施工管理技士・技士補

5. 実務経験による監理技術者資格取得のための国家資格等一覧
（12ページの表の「ロ」該当者となる国家資格：建設業法施行規則第７条の３）

◎以下の**国家資格を取得していることに加え、２年以上の指導監督的実務経験があることが必要です。**

◎**二級等技能検定合格者**(次表の「資格」欄が　　になっているもの)は、**指導監督的実務経験(２年以上)に加えて、** 技能検定試験等に合格した後、**１年又は３年以上の実務経験が必要**です。

・**二級等技能検定に平成16年３月31日以前に合格している者　…… 合格後１年以上の実務経験が必要**
・**二級等技能検定に平成16年４月１日以降に合格している者　…… 合格後３年以上の実務経験が必要**

★1　**二級建築施工管理技士で、技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、二級建築施工管理技士「建築」です。**

★2　**二級土木施工管理技士で、技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、二級土木施工管理技士「土木」です。**

★3　**登録地すべり防止工事試験合格者**は**指導監督的実務経験(２年以上)に加えて、**試験合格後、**１年以上の実務経験**(注)**が必要**です。
地すべり防止工事士は**指導監督的実務経験(２年以上)に加えて、**地すべり工事士として登録後、**１年以上の実務経験**(注)**が必要**です。
（注：とび･土工工事業の申請での「１年以上の実務経験」は土工工事に関するもの）

★4　**電気通信主任技術者**は、**指導監督的実務経験（２年以上）に加えて、**電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、**５年以上の実務経験が必要**です。

★5　令和3年度以降は、技術検定（第二次検定）合格証明書
なお、合格から半年間に限り、技術検定合格通知書（令和3年度以降は、技術検定（第二次検定）合格通知書）でも可

★6　平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者についても登録基礎ぐい工事試験を合格した者とみなされます。

建設業の種類	関係法令	資　　格	合格証明書等
大工工事業	建設業法	二級建築施工管理技士（「躯体」又は「仕上げ」）★1	技術検定合格証明書 ★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
		木造建築士	〃
	職業能力開発促進法	一級建築大工･型枠施工	技能検定合格証書
		二級建築大工･型枠施工	〃
左官工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級左官	技能検定合格証書
		二級左官	〃
とび・土工・コンクリート工事業	建設業法	二級建設機械施工管理技士（旧：二級建設機械施工技士）	技術検定合格証明書 ★5
		二級土木施工管理技士（「土木」又は「薬液注入」）★2	〃
		二級建築施工管理技士「躯体」★1	〃
		登録地すべり防止工事試験合格者〈1〉（地すべり防止工事士〈2〉）★3	〈1〉登録地すべり防止工事試験合格証明書 〈2〉地すべり防止工事士認定証又は登録証
		登録基礎ぐい工事試験合格者 ★6	登録基礎ぐい工事試験合格証明書
	職業能力開発促進法	一級とび･とび工･型枠施工･コンクリート圧送施工･ウェルポイント施工	技能検定合格証書
		二級とび･とび工･型枠施工･ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工･ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ施工　18ﾍﾟｰｼﾞ※1参照	〃
石工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書 ★5
		二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	〃
	職業能力開発促進法	一級ブロック建築･ブロック建築工･石材施工･石積み･石工	技能検定合格証書
		コンクリート積みブロック施工	〃
		二級ブロック建築･ブロック建築工･石材施工･石積み･石工	〃

建設業の種類	関係法令	資　　格	合格証明書等
屋根工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力開発促進法	一級板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」	技能検定合格証書
		一級かわらぶき・スレート施工	〃
		二級板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」	〃
		二級かわらぶき・スレート施工	〃
タイル・れんが・ブロック工事業	建設業法	二級建築施工管理技士（「躯体」又は「仕上げ」）★1	技術検定合格証明書 ★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力開発促進法	一級タイル張り・タイル張り工・築炉・築炉工・ブロック建築・ブロック建築工	技能検定合格証書
		れんが積み・コンクリート積みブロック施工	〃
		二級タイル張り・タイル張り工・築炉・築炉工・ブロック建築・ブロック建築工	〃
鉄筋工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「躯体」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級鉄筋施工（「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）・一級鉄筋組み立て	技能検定合格証書
		二級鉄筋組立て	〃
しゅんせつ工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書 ★5
板金工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級板金・工場板金・建築板金・打出し板金・板金工	技能検定合格証書
		二級板金・工場板金・建築板金・打出し板金・板金工	〃
ガラス工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級ガラス施工	技能検定合格証書
		二級ガラス施工	〃
塗装工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「鋼構造物塗装」★2	技術検定合格証明書 ★5
		二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	〃
	職業能力開発促進法	一級塗装・木工塗装・木工塗装工・建築塗装・建築塗装工・金属塗装	技能検定合格証書
		一級金属塗装工・噴霧塗装	〃
		路面標示施工	〃
		二級塗装・木工塗装・木工塗装工・建築塗装・建築塗装工・金属塗装	〃
		二級金属塗装工・噴霧塗装	〃
防水工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級防水施工	技能検定合格証書
		二級防水施工	〃

建設業の種類	関係法令	資　　格	合格証明書等
内装仕上工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
	職業能力開発促進法	一級畳製作・畳工・内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工	技能検定合格証書
		一級床仕上げ施工・表装・表具・表具工	〃
		二級畳製作・畳工・内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工	〃
		二級床仕上げ施工・表装・表具・表具工	〃
熱絶縁工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級熱絶縁施工	技能検定合格証書
		二級熱絶縁施工	〃
電気通信工事業	建設業法	二級電気通信工事施工管理技士	技術検定合格証明書 ★5
	電気通信事業法	電気通信主任技術者 ★4	電気通信主任技術者資格者証
さく井工事業	職業能力開発促進法	一級さく井	技能検定合格証書 又は さく井技能士登録証
		二級さく井	〃
	建設業法	登録地すべり防止工事試験合格者〈1〉（地すべり防止工事士〈2〉）★3	〈1〉登録地すべり防止工事試験合格証明書 〈2〉地すべり防止工事士認定証又は登録証
建具工事業	建設業法	二級建築施工管理技士「仕上げ」★1	技術検定合格証明書 ★5
	職業能力開発促進法	一級木工「建具製作作業」・建具製作・建具工	技能検定合格証書
		一級カーテンウォール施工・サッシ施工	〃
		二級木工・建具製作・建具工	〃
		二級カーテンウォール施工・サッシ施工	〃
水道施設工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2	技術検定合格証明書 ★5
消防施設工事業	消防法	甲種消防設備士	消防設備士免状
		乙種消防設備士	〃
解体工事業	建設業法	二級土木施工管理技士「土木」★2 ※2	技術検定合格証明書 ★5
		二級建築施工管理技士（「建築」又は「躯体」）★1 ※2	〃
		登録解体工事試験合格者（旧 解体工事施工技士）	解体工事施工技士登録証 解体工事施工技士資格者証 合格証明書
	職業能力開発促進法	一級とび	技能検定合格証書
		二級とび ※1	〃

※1　合格後に必要な１年又は３年以上の実務経験については、「二級とび」「二級とび工」は「とび工事」に関するもの、「二級型枠施工」「二級コンクリート圧送施工」は「コンクリート工事」に関するもの、「二級ウェルポイント施工」は「土工工事」に関するものであることが必要です。

※2　平成２７年度以前の合格者は、登録解体工事講習の修了 又は 解体工事に関して合格後１年以上の実務経験（「指導監督的実務経験」の年数と重複可）が必要となります。

- **「登録解体工事講習」について**
  登録解体工事講習の実施機関は26ページをご覧ください。登録解体工事講習のお問合せは、講習実施機関へ直接ご連絡ください。
  なお、講習修了者は「登録解体工事講習修了証」の写しをご提出ください。

6 5業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正) 指定建設業については、実務経験による監理技術者資格は取得できません。

建設工事の種類 （建設業法別表） 昭和46年制定	建設工事の内容 （告示）	建設工事の例示 （建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方 （建設業許可事務ガイドライン）
土木一式工事 **指定建設業**	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事 **指定建設業**	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		● ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	－
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	● 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ● ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工 ・コンクリート工事	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
	ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	－
	ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	－
	ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
	ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ● トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

6．業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正) 指定建設業については、実務経験による監理技術者資格は取得できません。

建設工事の種類 （建設業法別表） 昭和46年制定	建設工事の内容 （告示）	建設工事の例示 （建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方 （建設業許可事務ガイドライン）
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事 **指定建設業**	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事 **指定建設業**	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロツク工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

6．業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)　指定建設業については、実務経験による監理技術者資格は取得できません。

建設工事の種類 （建設業法別表） 昭和46年制定	建設工事の内容 （告示）	建設工事の例示 （建設業許可事務ガイドライン）	建設工事の区分の考え方 （建設業許可事務ガイドライン）
鋼構造物工事 **指定建設業**	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事 **指定建設業**	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゆんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゆんせつする工事	しゆんせつ工事	－
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	－
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	●下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具 設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	－
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	●　既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

6. 業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正) 指定建設業については、実務経験による監理技術者資格は取得できません。

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事 **指定建設業**	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を ● 処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	●「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

７．実務経験証明書の「説明できる者」について

「実務経験証明書」の内容について、本部から「説明できる者」宛てに電話等で確認します。
※「連絡先電話番号」には、「所属部署直通」と「携帯」の両方をご記入ください。
※「説明できる者」に選定された方は、「実務経験証明書」（証拠書類を含む）のコピーをご準備ください。

（1）確認内容

① 記載内容および証拠書類に誤りがないか
② 具体な実務の内容や工事現場での役割等

（2）上記（1）の確認と証明の関係

「証拠書類の提出」および「上記(1)の電話確認」により、証明者（証明企業）が申請者の実務経験を証明したものとみなします。
なお、出向先での経験の場合は、証明者や説明者は出向先の方となります。
（出向元の会社は、証明者や説明できる者にはなれませんのでご注意ください）

（3）「説明できる者」の選定要件（以下①～④のすべてを満たす者）

「説明できる者」が複数名となる場合は、その中から１名（問い合わせ窓口として）を記載してください。

① 申請者本人以外の方
② 証明企業に所属している方
③ 上記(1)（確認内容）について説明できる方
④ 上記(2)（証明の関係）を踏まえた、**責任ある立場の方**
＜具体例＞
・工事現場における上席、管理職（工事責任者、監理技術者等）
・証拠書類の提出に関係する部署（契約担当課等）の管理職
・申請者の経歴を把握している部署（人事課等）の管理職

※各企業の組織体制によっては、役員クラスの方（代表取締役を含む）が選定される場合もあり、結果として、「証明者」と「説明できる者」が同一となる場合があります。

８．実務経験証明書の必要書類（証拠書類）について

実務経験証明書に記載の**「指導監督的実務経験」**の工事については、“工事内容”と“工事における申請者の職名（立場）”の確認を行います。以下の確認要件を満たす証拠書類（エビデンス）をご提出ください。実務経験証明書と証拠書類を突合した結果、証拠書類の追加提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

（１） 工事内容の確認

以下すべての項目を確認できることが必要です。

- 工事名
- 発注者及び受注者
- 建設工事の種類
- 請負代金
- 工期

（２） 工事における申請者の職名(立場)の確認

現場監督や主任技術者など、工事全体の技術面を総合的に指導監督する立場と確認できることが必要です。

◎証拠書類の例

確認内容	公共工事	民間工事
工事内容	コリンズ工事カルテのコピー	・工事経歴書のコピー（注1） ・請負契約書 (注文書、請書)のコピー
工事における 申請者の職名(立場)	コリンズ工事カルテのコピー （注2）	・施工体制台帳のコピー ・施工体系図のコピー ・工事体制表等のコピー

※ご提出いただいた証拠書類について、実務経験証明書の確認以外に使用することはありません。

※指導監督的実務経験は、監理技術者を除いて、原則１工事１人です。複数の方で同一工事を指導監督的実務として申請される場合は、施工体系図等で説明していただきます。

注1 **許可行政庁に提出された工事経歴書**になります。

注2 担当技術者で複数名登録されている場合は、施工体制表等の提出を別途お願いする場合があります。また、申請者の登録のない場合は、職名（立場）が記載された施工体系図等の書類もあわせてご提出ください。

例示された書類では記載事項が確認できないなど、ご不明な点がありましたら本部（03-3514-4711）までご相談ください。

監理技術者の資格要件と監理技術者になりうる建設業の種類

実務経験と同時に一級国家資格等も申請される方は、下表をご利用ください。

以下の**【注意事項】**をご確認の上、交付申請書の「８．監理技術者資格」への記入をお願いします。

※監理技術者資格者証制度の詳細については、当センターのＨＰ　https://www.cezaidan.or.jp 「監理技術者になる方へ」をご覧ください。

【注意事項】

◎技術検定は、**第二次検定の合格者**が対象で、**第二次検定合格証明書の番号が必要です**。

（第一次検定合格証明書の番号と第二次検定合格証明書の番号は違いますので、記入の際、ご注意ください。）

分類	資格区分コード	資格〔 〕内は資格者証の有する資格の欄に表示される略語	監理技術者になりうる建設業の種類（■：指定建設業）（資格者証の建設業の種類の欄に［1］が表示されます。）																								
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
技術検定（第二次検定合格者）	１１	１級建設機械施工管理技士（旧：１級建設機械施工技士）〔一機施〕	1				1								1															
	１３	１級土木施工管理技士〔一土施〕	1				1	1					1		1	1			1								1			1※
	２０	１級建築施工管理技士〔一建施〕		1	1	1	1	1	1			1	1	1			1	1	1	1	1		1				1			1※
	２７	１級電気工事施工管理技士〔一電施〕								1																				
	２９	１級管工事施工管理技士〔一管施〕									1																			
	３１	１級電気通信工事施工管理技士〔一通施〕																						1						
	３３	１級造園施工管理技士〔一園施〕																							1					
建築士試験	３７	１級建築士〔一建士〕		1	1				1			1	1								1									
技術士試験（第二次試験合格者）（注２）	４１	建設（「鋼構造及びコンクリート」以外）〔技(建)〕	1				1			1					1	1									1					1※
		総合技術監理：建設（「鋼構造及びコンクリート」以外）〔技(総建)〕																												
	４２	建設「鋼構造及びコンクリート」〔技(建鋼)〕	1				1			1			1		1	1									1					1※
		総合技術監理：建設「鋼構造及びコンクリート」〔技(総建鋼)〕																												
	４３	農業「農業農村工学」〔技(農工)〕	1				1																							
		総合技術監理：農業「農業農村工学」〔技(総農工)〕																												
	４４	電気電子〔技(電)〕								1													1							
		総合技術監理：電気電子〔技(総電)〕																												
	４５	機械（「流体機器」及び「熱・動力エネルギー機器」）以外〔技(機)〕																				1								
		総合技術監理：機械（「流体機器」及び「熱・動力エネルギー機器」）以外〔技(総機)〕																												
	４６	機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」〔技(機流)〕									1											1								
		総合技術監理：機械「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」〔技(総機流)〕																												
	４７	上下水道（「上水道及び工業用水道」以外）〔技(水)〕									1																1			
		総合技術監理：上下水道（「上水道及び工業用水道」以外）〔技(総水)〕																												
	４８	上下水道「上水道及び工業用水道」〔技(水上)〕									1															1	1			
		総合技術監理：上下水道「上水道及び工業用水道」〔技(総水上)〕																												
	４９	水産「水産土木」〔技(産土)〕	1				1									1														
		総合技術監理：水産「水産土木」〔技(総産土)〕																												
	５０	森林「林業・林産」〔技(林林)〕																							1					
		総合技術監理：森林「林業・林産」〔技(総林林)〕																												
	５１	森林「森林土木」〔技(林森)〕	1				1																		1					
		総合技術監理：森林「森林土木」〔技(総林森)〕																												
	５２	衛生工学（「水質管理」及び「廃棄物・資源循環」）以外〔技(衛)〕									1																			
		総合技術監理：衛生工学（「水質管理」及び「廃棄物・資源循環」）以外〔技(総衛)〕																												
	５３	衛生工学「水質管理」〔技(衛水)〕									1																1			
		総合技術監理：衛生工学「水質管理」〔技(総衛水)〕																												
	５４	衛生工学「廃棄物・資源循環」〔技(衛廃)〕									1																1		1	
		総合技術監理：衛生工学「廃棄物・資源循環」〔技(総衛廃)〕																												
国土交通大臣認定	０３	認定業種（土木工事業）〔認定(土)〕	1																											
		認定業種（建築工事業）〔認定(建)〕		1																										
		認定業種（電気工事業）〔認定(電)〕								1																				
		認定業種（管工事）〔認定(管)〕									1																			
		認定業種（鋼構造物工事業）〔認定(鋼)〕											1																	
		認定業種（舗装工事業）〔認定(舗)〕													1															
		認定業種（造園工事業）〔認定(園)〕																							1					

（注１）解体工事業の欄に記載の注記（※印）について

※：技術検定に係る資格は平成２７年度までの合格者または技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する１年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講し、申請していることが必要です。

（注２）技術士の旧技術部門科目と現技術部門科目の対応について　●は現技術部門科目　【】は旧技術部門科目

●農業「農業農村工学」【農業「農業土木」】　●電気電子【電気・電子】　●機械「流体機器」【機械「流体工学」】【機械「流体機械」】

●機械「熱・動力エネルギー機器」【機械「熱工学」】【機械「暖冷房及び冷凍機械」】　●上下水道【水道】　●森林「林業・林産」【森林「林業」】

●森林【林業】　●衛生工学「廃棄物・資源循環」【衛生工学「廃棄物管理」】【衛生工学「廃棄物処理」】【衛生工学「汚物処理」】

お問い合わせ先一覧

資格者証の交付申請に必要な資格の合格証明書等と、関係講習のお問合せ先は、以下のとおりです。
※**資格者証の紛失等の再交付申請や記載内容の変更時の変更届出についてのお問い合わせ先は、当センター（建設業技術者センター）です**ので、お間違いのないようご注意ください。

1．合格証明書等の問い合せ先（監理技術者資格を所管する機関等）

合格証明書等の紛失時の再交付や、氏名等の記載事項の変更時の書き換えについての、お問い合わせ先です。

資格の種類	合格証明書等	名　　称
技術検定	合格証明書	最寄りの国土交通省各地方整備局 （国土交通省ホームページ　https://www.mlit.go.jp「施工管理技士再交付」で検索）
建築士	建築士免許証 建築士免許証明書	（公社）日本建築士会連合会　登録部 （日本建築士会連合会ホームページ　https://www.kenchikushikai.or.jp/でご確認ください。）
技術士	登録証 登録証明書等	（公社）日本技術士会　技術士試験センター （日本技術士会ホームページ　https://www.engineer.or.jp/でご確認ください。）
国土交通大臣認定	認定書	国土交通省不動産・建設経済局建設業課 （国土交通省ホームページ　https://www.mlit.go.jp「技術検定制度」で検索）
技能検定	技能検定合格証書	各都道府県の職業能力開発課 厚生労働省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp/index.html「技能検定制度」で検索
消防設備士	消防設備士免状	(一財)消防試験研究センターの各支部等 消防試験研究センターホームページ　https://www.shoubo-shiken.or.jp/でご確認ください。

※その他の資格については、各担当機関等にお問い合わせください。

2．監理技術者講習の問い合わせ先（登録講習実施機関）令和５年７月１日現在

受講申込及び修了履歴ラベルの紛失時の再交付や、氏名等の記載事項の変更時の書き換えについての、お問い合わせ先です。

名　　称	連 絡 先	ホームページアドレス
（一財）全国建設研修センター	０４２－３００－１７４１	https://ｗｗｗ.jctc.jp
（一財）建設業振興基金	０５７０－０８－１８１２	https://ｗｗｗ.fcip-ko.jp/
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	０３－３２６２－７４２３	https://ｗｗｗ.ejcm.or.jp/
（株）総合資格	０３－３３４０－３０８１	https://ｗｗｗ.shikaku.co.jp/
（株）日建学院	０３－３９８８－１１７５	https://ｗｗｗ.nik-g.com
（公社）日本建築士会連合会	０３－３４５６－２０６１	https://ｗｗｗ.kenchikushikai.or.jp/

最新の実施機関に関する情報は国土交通省ホームページでご確認ください。
「監理技術者講習」で検索　　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

3．登録解体工事講習の問合せ先（登録解体工事講習実施機関）令和５年７月１日現在

受講申込及び修了証の紛失時の再交付や、氏名等の記載事項の変更時の書き換えについての、お問い合わせ先です。

名　　称	連 絡 先	ホームページアドレス
（公社）全国解体工事業団体連合会	０３－３５５５－２１９６	https://www.zenkaikouren.or.jp

最新の実施機関に関する情報は国土交通ホームページでご確認ください。
「登録解体工事講習」で検索　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000126.html

なお、**（一財）全国建設研修センターは、講習の全日程を終了しているため新規受講はできません。**
修了証の紛失時の再交付等の手続きについては、ホームページでご確認ください。　https://www.jctc.jp/

令和５年７月１日現在

一般財団法人　建設業技術者センター　本部・支部・事務所一覧

本　部	〒102-0084 東京都千代田区二番町３番地　麹町スクエア４F ※　インターネット申込に関するお問い合わせ先は本部のみです	お問い合わせ先 TEL 03-3514-4711

※紙申請の受付・送付先は以下の各都道府県の支部・事務所です。（土日祝を除く 9:00～17:00）
当センターのホームページに地図を掲載しています。https://www.cezaidan.or.jp/ 「監理技術者になる方へ」⇒「支部・事務所」

北海道支部	〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地　北海道建設会館4F	TEL 011-222-2786
北海道支部旭川事務所	〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号　旭川建設業会館2F	TEL 0166-25-9589
北海道支部帯広事務所	〒080-0017 帯広市西7条南6丁目2番地　帯広建設会館3F	TEL 0155-27-0574
青森県支部	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号　青森県建設会館4F	TEL 017-775-3174
岩手県支部	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号　岩手県建設会館2F	TEL 019-625-0580
宮城県支部	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号　宮城県建設産業会館3F	TEL 022-224-7853
秋田県支部	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号　秋田県建設業会館別館	TEL 018-865-3665
山形県支部	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号　山形県建設会館2F	TEL 023-624-6880
福島県支部	〒960-8061 福島市五月町4番25号　福島県建設センター4F	TEL 024-524-1841
茨城県支部	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号　茨城県建設センター6F	TEL 029-224-6844
栃木県支部	〒321-0933 宇都宮市簗瀬町1958番地1　栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2226
群馬県支部	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3　群馬建設会館3F	TEL 027-253-1790
埼玉県支部	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号　K・Sビル5F	TEL 048-837-2729
千葉県支部	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設業センター6F	TEL 043-241-6067
東京都支部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号　東京建設会館2F	TEL 03-3297-2680
神奈川県支部	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地　ICON関内2F	TEL 045-641-4766
新潟県支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5　新潟県建設会館3F	TEL 025-285-4192
富山県支部	〒930-0094 富山市安住町3番14号　富山県建設会館4F	TEL 076-442-2188
石川県支部	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号　石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-3591
福井県支部	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号　福井県建設会館3F	TEL 0776-24-5594
山梨県支部	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号　山梨県建設会館4F	TEL 055-228-3438
長野県支部	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地の6　長建ビル4F	TEL 026-224-7044
岐阜県支部	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号　岐阜県建設会館5F	TEL 058-276-2127
静岡県支部	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号　サウスポット静岡15F	TEL 054-202-3720
愛知県支部	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地　名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-953-0635
三重県支部	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2　三重県建設産業会館5F	TEL 059-224-0679
滋賀県支部	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号　滋賀県建設会館2F	TEL 077-521-1320
京都府支部	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200　千代田生命京都御池ビル3F	TEL 075-211-8443
大阪府支部	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号　建設交流館4F	TEL 06-6543-2681
兵庫県支部	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号　アーバンエース三宮ビル6F	TEL 078-261-8834
奈良県支部	〒630-8227 奈良市林小路町8番の1　ニッセイ奈良若草ビル4F	TEL 0742-27-3461
和歌山県支部	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地　九番丁ＭＧビル2F	TEL 073-428-0944
鳥取県支部	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地　鳥取県建設会館2F	TEL 0857-21-0986
島根県支部	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号　島根県建設業会館2F	TEL 0852-31-3934
岡山県支部	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号　岡山建設会館3F	TEL 086-223-5158
広島県支部	〒730-0037 広島市中区中町8番18号　広島クリスタルプラザ8F	TEL 082-240-8810
山口県支部	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号　山口県商工会館4F	TEL 083-932-1157
徳島県支部	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1　徳島県建設センター4F	TEL 088-653-0150
香川県支部	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4　香川県建設会館6F	TEL 087-822-2451
愛媛県支部	〒790-0002 松山市二番町四丁目4番地4　愛媛県建設会館３Ｆ	TEL 089-947-6385
高知県支部	〒780-0870 高知市本町4丁目2番15号　高知県建設会館3F	TEL 088-875-7467
福岡県支部	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号　福岡建設会館4F	TEL 092-471-1847
佐賀県支部	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号　太陽生命佐賀ビル4F	TEL 0952-26-0890
長崎県支部	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号　長崎県建設総合会館1F	TEL 095-826-1084
熊本県支部	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号　熊本県建設会館3F	TEL 096-366-1787
大分県支部	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号　大分県建設会館3F	TEL 097-538-4833
宮崎県支部	〒880-0001 宮崎市橘通西2丁目4番20号　アクア宮崎ビル2F	TEL 0985-27-7658
鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番10号　鹿児島県建設センター4F	TEL 099-258-6218
沖縄県支部	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号　沖縄県建設会館3F	TEL 098-879-7699